

令和5年8月17日

被 保 険 者 様

名古屋薬業健康保険組合

健康保険限度額適用認定証の更新について

日頃は、健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先に交付いたしました「健康保険限度額適用認定証」（以下「認定証」という。）の有効期限は令和5年8月31日となっております。

引き続き「認定証」を必要とされる方は、再度、交付申請の手続きをお願いいたします。

なお、お手許の「認定証」は令和5年9月になりましたら事業所を經由して当組合へ返納していただきますよう、お願いいたします。

※ 申請書はホームページ <https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/> よりダウンロードできます。